

重要事項説明書

＜令和6年10月16日現在＞

1. 当事業所の概要

名称 指定居宅介護支援事業所 せんじゅ
代表者役職・氏名 株式会社仙寿 代表取締役 京谷 恵美子
所在地・電話番号 東京都江戸川区北小岩8丁目21番6号 仙寿庵206号室
03-6458-9061

2. 事業の目的

株式会社仙寿が開設する指定居宅支援事業所せんじゅ（以下「事業所」という）が行う指定居宅支援事業（以下「事業」という）の適切な運営をかくほすために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅支援を提供する事を目的とする。

3. 運営方針

①当事業所は、利用者の利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した生活が営む事が出来るよう利用者の立場に立って援助を行う

②事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し利用者の選択に基づき適切な保険医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう中立公正な立場でサービスを調整する

4. 指定居宅介護支援事業所 せんじゅ の概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	指定居宅介護支援事業所 せんじゅ
所在地	東京都江戸川区北小岩8丁目21番6号 仙寿庵206号室
介護保険指定番号	居宅介護支援（東京都1372307213号）
サービスを提供する地域	江戸川区・葛飾区・他、市区町村

(2) 同事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	介護福祉士	1名			1名
介護支援専門員	介護福祉士		1名		1名以上

(3) 営業時間

平日	月・火・水・木・金（土日祭 12/30～1/3 日を除く）
	8:30～17:30

※緊急連絡 03-6458-9061

5. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 03-6458-9061 月・火・水・木・金 8:30～17:30
（土日祭 12/30～1/3 日を除く）

担当 介護支援専門員 / 管理責任者 原田 弘子

6. 利用料金

(1) 利用料

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されますので自己負担はありません。

※介護保険料の滞納等により、法定代理受領が出来なくなった場合、1ヶ月に付き

要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を

発行いたします。保険者の窓口で領収書とともに提出しますと、全額払戻を受けられます。

基本利用料 （月）

要介護 1・2	1086 単位 (12,380 円)
要介護 3・4・5	1411 単位 (16,085 円)

加算（月・対象月）

初回加算	300 単位 (3,420 円)
入院時情報連携加算	(Ⅰ) 200 単位 (2,280 円) / (Ⅱ) 100 単位 (1,140 円)
退院・退所加算	(Ⅰ) イ 450 単位 (5,130 円) / (Ⅰ) ロ 600 単位 (6,840 円) (Ⅱ) イ 600 単位 (6,840 円) / (Ⅱ) ロ 750 単位 (8,550 円) (Ⅲ) 900 単位 (10,260 円)
特定事業所加算	I 505 単位 (5,757 円) / II 407 単位 (4,639 円) III 309 単位 (3,522 円) / A 100 単位 (1,140 円)
小規模多機能型居宅介護支援事業所連携加算	300 単位 (3,420 円)
看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	300 単位 (3,420 円)
緊急時等居宅カンファレンス加算	200 単位 (2,280 円)
ターミナルケアマネジメント加算	400 単位 (4,560 円)
通院時情報連携加算	50 単位 (570 円)
特定事業所医療介護連携加算Ⅳ	125 単位 (1,425 円)

7. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずはお電話等でお申し込みください。担当者がお伺いし、契約を締結した後、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

①利用者の都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出くださればいつでも解約できます。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了 1 ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介いたします。

③自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が非該当もしくは要支援 1・2 と認定された場合
- ・利用者がお亡くなりになった場合

④その他

利用者、またその家族などが、当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。
第三者の評価、実施はございません。

8. 当事業所の居宅介護支援の特徴

(1) 運営の方針

安心して自宅での生活が続けられるよう親切・丁寧な対応に努める。

(2) サービス利用のために

事項	有無	備考
介護支援専門員の変更	○	変更を希望される方はお申し出ください

介護支援専門員への研修の実施	○	年 1 回以上実施します
----------------	---	--------------

9. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 03-6458-9061 月・火・水・木・金 8:30～17:30

(土日祭 12/30～1/3 日を除く)

担当 介護支援専門員 _____ / 管理責任者 原田 弘子

10. サービス内容に関する苦情

(1) 利用者相談・苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅介護サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

担当 : 原田 弘子 電話 : 03-6458-9061

(2) その他

当事業所以外に区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

江戸川区福祉部介護保険課 電話: 03-5662-0032

江戸川区各地域包括支援センター

葛飾区介護保険課 電話: 03-3695-1111

葛飾区各地域包括支援センター

東京都国民健康保険団体連合会 電話: 03-6238-0177

11. 感染症の予防及び蔓延防止のための措置について

- (1) 感染症の予防及び蔓延防止のための従業者に対する研修及び訓練の実施
- (2) その他の感染症の予防及び蔓延防止のために必要な措置（委員会の開催、指針整備等）

12. 虐待防止のための措置について

利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置（委員会の開催、指針整備等）
- (4) 事業者はサービス提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを地域包括支援センター若しくは区市町村に通報するものとする。
- (5) 虐待防止に関する責任者を選定します

虐待防止に関する責任者 管理者 原田 弘子

13. 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保

男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策の為、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 事業者に対するハラスメント指針の周知啓発
- (2) 従業者からの相談に応じ、適切に対処するための体制の整備

14. 業務継続計画（BCP）の策定等

感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に開催するなどの措置を講じる。（令和 6 年 4 月 1 日まで経過措置期間とする）

